

名古屋市中川区選挙管理委員会告示第5号

期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のように指定した。

令和8年1月27日

名古屋市中川区選挙管理委員会委員長 西川 照代

1 期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間

名古屋市中川区期日前投票所

期日前投票所の場所	期日前投票所を設ける期間
名古屋市中川区高畑一丁目223番地 名古屋市中川区役所 大会議室	令和8年1月28日から 令和8年2月7日まで

名古屋市中川区富田支所期日前投票所

期日前投票所の場所	期日前投票所を設ける期間
名古屋市中川区春田三丁目215番地 名古屋市中川区役所富田支所 第2会議室	令和8年1月28日から 令和8年2月7日まで

ただし、最高裁判所裁判官国民審査については、いずれの期日前投票所においても、令和8年2月1日から令和8年2月7日までとする。

名古屋市中川区選挙管理委員会